

老人福祉センターの種別

老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について(昭和52年8月1日、社老第48号厚生省社会局長通達)より抜粋

種別	特 A 型 (多摩市なし)	A 型 1施設 (総合福祉センター内)	B 型 3施設 (豊ヶ丘・諏訪・東寺方)
目的	老人福祉センターは、地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とする。		
運営主体	市(区)町村	地方公共団体 又は社会福祉法人	地方公共団体 又は社会福祉法人
利用料	原則として無料 当該利用に直接必要な経費以下の額とし、地方公共団体が運営する場合にあつては、条例において規定し、その他の団体が運営する場合にあつては、運営規程等において規定		
事業	(1)各種相談 生活相談、健康相談 (2)健康増進に関する指導 栄養、運動等の指導 (3)生業及び就労の指導 必要に応じ授産事業の実施も (4)機能回復訓練の実施 (5)教養講座等の実施 教養の向上・レクリエーション等事業実施、又はそのために必要な便宜提供 (6)老人クラブに対する援助	(1)各種相談※1 生活相談、健康相談 (2)生業及び就労の指導※2 必要に応じ授産事業の実施も (3)機能回復訓練の実施 (4)教養講座等の実施 教養の向上・レクリエーション等事業実施、又はそのために必要な便宜提供 (5)老人クラブに対する援助	(1)各種相談 生活相談、健康相談 (2)教養講座等の実施 教養の向上・レクリエーション等事業実施、又はそのために必要な便宜提供 (3)老人クラブに対する援助
建物等	利用者の便、防災等について十分配慮したもの。次の設備を設けなければならないが、当該施設は、運営上支障がない場合は、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用可		
	800m ² 以上とする。 所長室、事務室、生活相談室、健康相談室、診察室、検査室、栄養指導室、保健資料室、機能回復訓練室、集会及び運動指導室、教養娯楽室、図書室、浴場、便所 A型に定めが無いもの	495.5m ² 以上とする。 所長室、事務室、生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、図書室、浴場、便所 B型に定めが無いもの	165m ² 以上495.5m ² 未満とする。 管理入室、生活相談室、健康相談室、集会室、教養娯楽室、便所 A型に定めが無いもの
立地条件	老人の利用上の便宜を図ることが可能で、事業を円滑に行うことのできる場所 B型は、A型との有機的な連携可能であること		
職員	施設の運営に支障がない場合には、他の社会福祉施設等の職員との兼務可 施設の長、相談・指導を行う職員、その他必要な職員 施設の長、相談・指導を行う職員、その他の必要な職員 管理のための職員、その他必要な職員		
A型・B型の連携	老人福祉センター(B型)の事業を遂行するために、老人福祉センター(A型)の職員等の協力が得られる体制を予め整備しておくものとする。		
老人福祉施設付設作業所(総合福祉センター内)該当施設 ●陶芸室 ●創作室(2)	目的:付設作業所は、老人の多年にわたる経験と知識を生かし、その希望と能力に応じた作業等社会的活動を行う場所を提供し、もって、老人の心身の健康と生きがいの増進を図ることを目的とする。 事業:老人福祉施設付設作業所においては、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。 老人が行う、◎工芸品の製作、編物、手芸等の作業に必要な場所の提供、◎作業に関する各種指導助言、◎作品の展示、即売を行う場所の提供 利用者負担:作業に必要な原材料等の実費は、利用者の負担とする。 立地条件:利用希望者の数が多く、総体的意欲が高い地域に設置する。利用者の効率的な活用と事業を円滑に行うことのできる場所に設置する。		

※1 相談事業…生活・福祉機器相談、ボランティア相談、南なん亭(講座・専門相談会)を実施。

※2 生業及び就労の指導…各種教養講座の中でも「PC講座(ワード・エクセル)」等ニーズに応じて開催。

※3 連光寺福祉館は、令和3年6月で閉館。令和4年9月、連光寺コミュニティ会館としてリニューアルオープン。(風呂なし)

○多摩市立老人福祉館条例 昭和 53 年3月 31 日条例第 10 号

(目的及び設置)

第1条 多摩市は、老人の福祉活動を推進するため、老人福祉館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 老人福祉館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(職員)

第3条 老人福祉館に館長、事務職員その他必要な職員を置く。

(使用及び使用料)

第4条 老人福祉館は、一般の老人に公開する。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 老人福祉館の使用料は、無料とする。

(使用時間)

第5条 老人福祉館の使用時間は、午前9時から午後5時までとし、入浴時間は、午前 10 時から午後4時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 老人福祉館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

関連情報

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、老人福祉館の使用を認めない。

- (1) 建物又は附属物を破損若しくは汚損するおそれのあるとき。
- (2) 秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和 53 年4月1日から施行する。

(附則 中略)

別表(第2条関係)

名称	位置
多摩市立豊ヶ丘老人福祉館	東京都多摩市豊ヶ丘五丁目6番地
多摩市立諏訪老人福祉館	東京都多摩市諏訪五丁目4番地
多摩市立東寺方老人福祉館	東京都多摩市東寺方 626 番地の7